

杉並区子ども・子育て支援法第20条に規定する支給認定に関する規則を公布する。

平成26年11月6日

杉並区長 田 中 良

## 杉並区規則第87号

杉並区子ども・子育て支援法第20条に規定する支給認定に関する規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）に定めるもののほか、支給認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、法及び府令で使用する用語の例による。

(支給要件)

第3条 府令第1条第1号に規定する区が定める時間は、48時間とする。

2 府令第1条第10号に規定する区が認める事由は、次のとおりとする。

(1) 支給認定を受けようとする小学校就学前子どもに係る育児休業をしている場合であって、効力発生日の属する月の末日の前日までに当該育児休業を終了し、かつ、同日以後において府令第1条第1号に掲げる事由に該当すると認められること。

(2) 知的障害を有していること。

(3) 支給認定を受けようとする小学校就学前子ども以外の子の出産後に、その事業を休止し、又は休暇を取得する場合において、当該事業の休止又は休暇の間に特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること（府令第1条第9号に該当する場合を除く。）。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める事由

(支給認定申請書)

第4条 府令第2条第1項の申請書は、支給認定申請書（第1号様式）によるものとする。

（保育必要量の認定）

第5条 府令第4条第1項本文の規定にかかわらず、府令第1条第6号及び第9号に掲げる事由により認定する保育必要量は、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）とする。

2 前項に規定するもののほか、保育必要量の認定に関し必要な事項は、区長が別に定める。

（支給認定通知書等）

第6条 法第20条第4項前段の規定による通知は、支給認定通知書（第2号様式）により行うものとする。

2 法第20条第4項後段の認定証は、支給認定証（第3号様式）によるものとする。

3 法第20条第5項の規定による通知は、支給認定申請却下通知書（第4号様式）により行うものとする。

（支給認定処理見込期間通知書）

第7条 法第20条第6項ただし書の規定による通知は、支給認定処理見込期間通知書（第5号様式）により行うものとする。

（支給認定の有効期間）

第8条 府令第8条第4号ロに規定する区が定める期間は、90日とする。

2 府令第8条第6号及び第12号に規定する区が定める期間は、効力発生日から当該育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の属する年度の末日までの期間又は当該育児休業を終了する日までのいずれか短い期間とする。

3 府令第8条第7号に規定する区が定める期間は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

（1） 第3条第2項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するとき 効力発生日から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間

（2） 第3条第2項第3号に掲げる事由に該当するとき 効力発生日から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間又は当該小学校就学

前子ども以外の子の出産の日から起算して4箇月を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間のいずれか短い期間

(3) 第3条第2項第4号に掲げる事由に該当するとき 区長が必要と認める期間

4 府令第8条第13号に規定する区が定める期間は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 第3条第2項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するとき 効力発生日から当該小学校就学前子どもが満3歳に達する日の前日までの期間

(2) 第3条第2項第3号に掲げる事由に該当するとき 効力発生日から当該小学校就学前子どもが満3歳に達する日の前日までの期間又は当該小学校就学前子ども以外の子の出産の日から起算して4箇月を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間のいずれか短い期間

(3) 第3条第2項第4号に掲げる事由に該当するとき 区長が必要と認める期間

(現況届)

第9条 府令第9条第1項の届書は、支給認定現況届（第6号様式）によるものとする。

(変更認定申請書)

第10条 府令第11条第1項の申請書は、変更認定申請書（第7号様式）によるものとする。

(変更認定通知書等)

第11条 法第23条第3項及び第5項において準用する法第20条第4項前段の規定による通知は、変更認定通知書（第8号様式）により行うものとする。

2 法第23条第3項において準用する法第20条第5項の規定による通知は、変更認定申請却下通知書（第9号様式）により行うものとする。

(変更認定処理見込期間通知書)

第12条 法第23条第3項において準用する法第20条第6項ただし書の規定による通知は、変更認定処理見込期間通知書（第10号様式）により行うものとする。

(支給認定取消通知書)

第13条 府令第14条第1項の規定による通知は、支給認定取消通知書(第11号様式)により行うものとする。

(届出事項変更届)

第14条 府令第15条第1項の届書は、届出事項変更届(第12号様式)によるものとする。

(支給認定証再交付申請書)

第15条 府令第16条第2項の申請書は、支給認定証再交付申請書(第13号様式)によるものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、支給認定に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、法の施行の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に法に規定する保育所、認定こども園又は地域型保育事業を利用している小学校就学前子どもの保護者から当該小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定の申請があったときは、府令第4条第1項及びこの規則第5条の規定にかかわらず、保育必要量を1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)として認定するものとする。ただし、当該保護者が別段の申出をしたときは、この限りでない。